

# セントラル方式による調査対象区域の選定に向けた 都道府県からの情報提供の受付について

2022年10月13日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室  
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

## 1. 情報提供依頼の趣旨

洋上風力発電の案件形成については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）及び「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（区域指定ガイドライン）に基づき、各年において都道府県等からの情報提供を通じた情報収集を実施しており、その内容に基づいて各区域を「有望な区域」及び「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理しています。本年は2月4日から4月28日において都道府県から情報提供を受け付け、その内容をもとに9月30日に有望な区域等の整理を行い、その結果を公表しました。

また、今後の案件形成の加速化に向けて、案件形成の初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的な調査等を行う「日本版セントラル方式」の確立に向けて制度設計を進めており、その方向性について国の審議会で議論を行っています。このような中、セントラル方式の一環として地質構造等の調査を実施する担い手として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（※1、JOGMEC）の業務に洋上風力発電に関する調査業務を追加するための法改正を行うとともに、9月30日の第15回洋上風力合同会議（※2）において、「日本版セントラル方式」における調査対象区域の選定の考え方を提示しました。

これを踏まえ、令和5年度予算案の成立を前提に実施予定のJOGMECによる調査対象区域の選定に向けた情報を収集することを目的に、今般、都道府県に対してセントラル方式による調査実施のニーズに関する情報提供を依頼することとしました。

（※1）本名称は改正法施行後のものであり、10/13時点では施行前のため「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」が正式名称。なお、略称は施行後も引き続き「JOGMEC」を使用。

（※2）総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第15回） 資料3 「日本版セントラル方式」における調査対象区域の選定の考え方について

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/yojo\\_furyoku/pdf/015\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/015_03_00.pdf)

## 2. 今回の情報提供依頼の位置付けと現在の区域整理状況との関係

今回の都道府県への情報提供依頼は、本年2月4日付の情報提供依頼によって都道府県から提供された内容を補完するための追加的な情報を収集することを目的としています。一方で、その後の地域での議論の進展等を踏まえ、新たに情報提供を行う区域も想定されるため、今回の情報提供では、①「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理されている区域、又は、②どの区域にも整理されていない区域、のどちらかに該当する区域のものを対象とします。

### 3. 選定における必須事項及び考慮事項

以下(1)「必須事項」及び(2)「考慮事項」に関連する情報について、都道府県が把握する情報の提供を依頼します。各都道府県より提供された情報等に基づき、有識者によって構成された中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において調査対象区域の選定を行います。

選定にあたっては、(1)「必須事項」に合致していることを確認したうえで、(2)「考慮事項」の状況を勘案して、優先的に取り組む区域を選定します。

#### (1) 必須事項

- ① 対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者から、調査を実施することに対する理解が得られていること
- ② JOGMEC法において規定する経済産業省令の案として検討中の以下の事項のうち、いずれかに該当する地域であること
  - 一. 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域 [経済的特性]
  - 二. 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域 [社会的特性]

また、迅速かつ効率的な調査の実施を担保する観点から、情報提供を行う都道府県として以下の事項に同意できることを条件とします。

- 必須事項①について、都道府県の水産部局が責任を持って関係する漁業者等の特定・調整の確認を行うとともに、仮に調整上の問題が生じた際には都道府県が主体的に対応すること
- JOGMECが地元関係者等との調整を行う際に、都道府県として必要な協力(例えば、JOGMECが調査計画の作成を行うにあたり都道府県が保有する関連情報を提供することや、JOGMECが市町村や漁業者等の地元関係者への説明や調整を行うために都道府県から連絡・調整を行うこと等)ができること

#### (2) 考慮事項

- 対象区域における利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況(関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮)
- 対象区域において想定される出力規模
- その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

### 4. 情報提供の受付期間

受付開始日 2022年10月13日(木)

最終締切日 2022年11月4日(金)17時

<お問合せ先>

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室(電話:03-3501-6623 FAX:03-3501-1365)

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室(電話:03-5253-8674 FAX:03-5253-1653)